

1 令和元年度第4回公共事業評価専門委員会《R2.2.6》

◇審議結果

公共事業（大規模等）事前評価対象30地区【全員評価地区（2地区）、委員担当地区（28地区）】
〔内田委員長、山本副委員長、玉堀委員、渡部委員〕

【概要】

- ・ 道が実施する公共事業（国庫補助事業等）の施工地区のうち、令和3年度の国費予算要望を予定している 事業費が10億円以上の地区が対象

2 ヒアリング《R2.4.13～5.1》

◇委員担当地区《R2.4.13～4.24》

ヒアリングの結果、審議地区（4地区）、専決地区（23地区）に区分
※一次政策評価において、道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））1地区を取り下げ（12→11地区）

◇全員評価地区《R2.5.1》

火山砂防事業費（社会資本整備総合交付金）（富良野川）【上富良野町】
道営住宅建設費（社会資本整備総合交付金）（啓北）【旭川市】
〔内田委員長、山本副委員長、玉堀委員、渡部委員〕

【概要】

・委員担当地区

（ヒアリング） ※新型コロナウイルス感染症の影響により現地調査なし
審議地区：委員会の審議を経て方針を決定するもの
専決地区：担当委員の判断により方針を決定するもの

・全員評価地区

関係課から事業説明の後、事業内容等に係るヒアリングを実施
※新型コロナウイルス感染症の影響により現地調査は中止

3 令和2年度第1回公共事業評価専門委員会《R2.5.15》

◇審議結果

29地区のうち道営住宅建設費3地区を除く26地区は、「要望を行うことは妥当」
道営住宅建設費3地区については「継続審議」
〔内田委員長、山本副委員長、玉堀委員、中津川委員、渡部委員〕

【概要】

・評価の視点（実施方針）

（1）事業の必要性 （2）事業内容等の適切性 （3）代替案の検討 （4）緊急性・優先性
（5）環境への影響・配慮 （6）事業の妥当性 （7）事業効果

・全員評価地区

関係課からの事業説明の後、審議を行い、方針を決定

・委員担当地区

審議地区：関係課から審議のポイントを踏まえた事業説明の後、審議を行い、方針を決定
専決地区：担当委員から専決理由の説明の後、方針を決定

4 再ヒアリング《R2.6.9》

◇対象地区

道営住宅建設費（社会資本整備総合交付金）
（仮）啓南【滝川市】・啓北【旭川市】・（仮）日新町【苫小牧市】
〔内田委員、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中津川委員、中前委員、渡部委員〕

【概要】

- ・令和2年度第1回公共事業評価専門委員会で「継続審議」となった地区の委員全員による再ヒアリング

5 令和2年度第2回公共事業評価専門委員会《R2.6.16》

◇対象地区

道営住宅建設費（社会資本整備総合交付金）
（仮）啓南【滝川市】・啓北【旭川市】・（仮）日新町【苫小牧市】

◇審議結果

3地区とも「継続審議」
〔内田委員長、渡部副委員長、柏木委員、厚井委員、千葉委員、中前委員〕

【概要】

・評価の視点（実施方針）

- (1) 事業の必要性 (2) 事業内容等の適切性 (3) 代替案の検討 (4) 緊急性・優先性
(5) 環境への影響・配慮 (6) 事業の妥当性 (7) 事業効果

6 令和2年度第3回（R2.7月下旬）以降の公共事業評価専門委員会